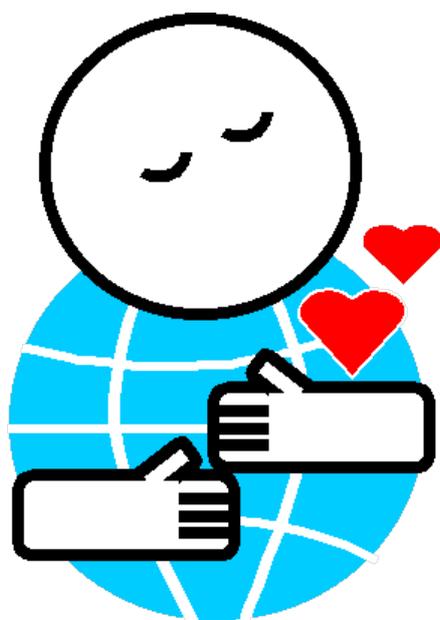


ダイヘングループ
グリーン調達ガイドライン
(第9版)



2024年4月
株式会社ダイヘン

目次

はじめに	2
I. 環境方針	3
II. グリーン調達ガイドライン	4
1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. 資材取引先への要求事項	4
III. 資材取引先へのご協力をお願い	
1. 各種調査へのご回答依頼	8
A 環境保全活動に関する調査	
B ダイヘングループが調達する資材に関する含有化学物質に関する情報提供	
グリーン調達化学物質・管理区分（別紙1）	11
【問い合わせ先】	18
【改定履歴】	18

はじめに

ダイヘングループは、環境保全を経営の最重要課題の一つと考え、「みんなの幸せ同時達成」を会社の目的として、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に積極的に貢献する企業を目指すことを基本理念としております。

この基本理念のもと、各分野でグローバルに事業活動を展開することで、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に貢献することを行動指針としております。

この行動指針に基づき、製品の設計、開発、調達、製造、物流、使用、廃棄に至るサプライチェーン全ての段階において、環境負荷の低減に取り組みます。それを実現するために「グリーン調達ガイドライン」を作成し、環境負荷の少ないグリーン調達を推進していきます。

グリーン調達活動は、資材取引先のご理解なくしては困難であり、資材取引先との共存共栄を目指し活動していきたいと、ご支援とご協力のほど宜しくお願いいたします。

株式会社ダイヘン

資材部長

環境マネジメントシステム部長

I. 環境方針

ダイヘングループ環境方針

基本理念

ダイヘングループは、環境保全を経営の最重要課題の一つと考え、「みんなの幸せ同時達成」を会社の目的として、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に積極的に貢献する企業を目指します。

行動指針

ダイヘングループは基本理念のもと、以下の指針に基づき、各分野でグローバルに事業活動を展開することで、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に貢献していきます。

1) 事業活動にともなう環境負荷の低減

製品の設計、開発、調達、製造、物流、使用、廃棄に至る全ての段階において、次の活動に取り組みます。

- ①社会課題の解決に資する製品開発を推進する。
- ②省エネルギー活動を推進する。
- ③省資源と、廃棄物削減・リサイクルを推進する。
- ④環境負荷化学物質の使用量を削減する。
- ⑤グリーン調達を推進する。

2) 法的及びその他の要求事項の順守

環境に関わる法的及びその他の要求事項を順守するとともに、自主的な管理基準を設定・管理して、環境汚染の予防と環境保護に努めます。

3) 環境目標の策定と定期的見直し

ダイヘングループの各部門は環境目標を定め、環境保全活動を推進します。
また目標は定期的に見直し、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

4) 環境意識の高揚

環境教育を充実し、組織に関わる全ての人への環境方針の理解を深めるとともに、環境に関する意識の向上を図ります。

5) ステークホルダーとの関係強化

環境情報をステークホルダーに対して速やかに、わかりやすく発信するとともに、積極的なコミュニケーションを行い、相互理解と信頼関係強化に努めます。

制定 1999年4月1日

改定 2022年10月21日

環境マネジメントシステム最高経営者
株式会社ダイヘン 代表取締役社長

袁毛 正一郎

Ⅱ. グリーン調達ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、ダイヘングループ「サステナブル調達ガイドライン」の調達方針の一つである「グリーン調達活動の推進」についての資材取引先への要求事項を明確にし、グリーン調達への対応と環境経営を促進することを目的としています。

2. 適用範囲

このガイドラインは、資材取引先からダイヘングループへ納入される資材に適用します。

- (1)ダイヘン製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品(付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする)及び資材取引先の製造過程で用いられる補助材料も含まれます。
- (2)ダイヘングループが第三者に設計、製造を委託し、ダイヘンの商標を付して販売する場合も適用します。
- (3)研究用途は適用除外とします。(但し製品化された場合は、適用とします)

3. 資材取引先への要求事項

ダイヘングループは、持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決に積極的に貢献する開発型企業を目指し、環境に配慮した製品・サービスをお客様に提供していきます。そのためには資材取引先の協力が必要となります。

本グリーン調達推進のため「関係法令の遵守」、「品質・価格・納期」の他、資材取引先の「環境への配慮」も選定項目の一つとして、環境保全への取組姿勢も評価させていただきます。

お取引に際し、下記の要求事項を定めますので、趣旨をご理解頂きご対応をお願いいたします。

(1)環境マネジメントシステムの構築

ダイヘングループは、環境保全活動を推進するため ISO14001 認証を取得し、継続的な改善に努めています。

資材取引先においても、環境マネジメントを確実に推進していただくため、ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの構築をお願いします。

(2)地球温暖化防止

温室効果ガス増加による地球温暖化は経済と社会システムに大きな影響を及ぼすことが予想され、世界的にその防止が大きな社会課題になっています。事業者にはサプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量を削減することが求められていますので、資材取引先においても削減活動をお願いします。

なお、温室効果ガスには、CO₂、メタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素、代替フロン等3ガス(HFC:ハイドロフルオロカーボン、PFC:パーフルオロカーボン、SF₆:六ふっ化硫黄)があります。

(3)生物多様性保全

①生物多様性

事業者は事業活動を通じて生物多様性と深く関わるため、自然破壊や環境汚染を引き起こしたり、また生態系を乱すなどの悪影響を及ぼしたりする事の無いよう常に配慮をお願いします。

なお、事業者が生態系に及ぼす影響には、事業活動による直接的な影響だけでなく、サプライチェーンに起因する間接的な影響も含まれます。

②水資源

水資源(特に淡水)は、世界的に見ると代替物質の入手が困難で、生態系の保全に不可欠な資源です。事業活動で使用する水資源についても適正な管理をお願いします。

(4)廃棄物削減

循環型社会の実現に向け、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)を推進し、資源を有効活用するとともに事業活動で発生する廃棄物の削減をお願いします。また、物流における梱包材の削減もお願いします。

(5)環境汚染防止

①化学物質管理

事業者が環境汚染を引き起こせば、地球環境や将来世代に大きな影響を及ぼし、莫大な損害賠償や原状回復コストを負担するだけでなく、深刻な評判リスクにさらされます。また、事業者は、化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境を保全する上での支障を未然に防止することが求められており、資材取引先においても化学物質等の適正な管理、及び代替物質の使用等による化学物質取扱量の削減をお願いします。

自主基準としてグリーン調達化学物質・管理区分(別紙1)にて、化学物質を「禁止」「管理」のリスクレベルに分けています。

A:使用禁止物質:原則的に、納入資材に含有していない。

B:管理対象物質:使用及び含有実態を把握している。また、ダイヘングループが依頼する含有化学物質調査に対して適切に報告がされている。

②製品含有化学物質管理の体制構築

ダイヘングループは、製品に含有する化学物質に対し、世界各国の法規制や業界基準及びその他の要求事項を順守するとともに、自主基準を設定し、汚染予防、環境保護に努め、全ライフサイクルを通じた製品含有化学物質の管理を行っています。

お取引頂くサプライヤー様においても、納入される資材に含有する化学物質を把握・管理するための体制の構築をお願いします。

仕組みの内容については、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」の実施項目に準拠することを推奨しています。

■製品含有化学物質管理ガイドライン:

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines#guideline1>

(6)各種調査へのご協力

ダイヘングループは、資材取引先に対して、(1)～(5)の要求事項について確認するための調査(アンケートや化学物質情報の提供依頼等)を必要に応じて随時実施しますので、ご理解とご協力の程、宜しくお願いします。

詳細は、「Ⅲ. 資材取引先へのご協力のお願い」をご確認ください。

Ⅲ. 資材取引先へのご協力をお願い

資材取引先におかれましては、本ガイドラインの主旨をご理解いただき、継続的な環境保全活動の取組みと以下の調査についてご協力下さいますよう、よろしくお願い致します。

1. 各種調査へのご回答依頼

(1) 対象範囲

ダイヘングループが調達する資材またはサービスを提供していただいている資材取引先

資材の定義:

資材取引先からダイヘングループへ納入される以下の資材

(1)ダイヘン製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品(付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする)及び資材取引先の製造過程で用いられる補助材料も含まれます。

(2)ダイヘングループが第三者に設計、製造を委託し、ダイヘンの商標を付して販売する場合も適用します。

(3)研究用途は適用除外とします。(但し製品化された場合は、適用とします)ダイヘングループ製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品(付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする)、及び製造工程で用いられ原材料、部品等に残留する可能性のある物質。

(2) 調査依頼内容

A 環境保全活動に関する調査

- ・環境マネジメントシステムの取組について
- ・環境負荷物質低減の取組について

◆調査方法と評価

環境保全活動への取組に関する調査票(様式1)の各質問に回答をお願いします。また、任意で現場を確認させていただく場合があります。

- ・「環境保全活動への取組に関する調査票(様式1):

<リンク貼り付け>[環境保全活動への取組に関する調査票\(様式1\).xlsx](#)

◆調査頻度

新規取引開始時、取引条件変更時、年1回定期的、その他必要に応じて随時調査をさせていただきます。

B ダイヘングループが調達する資材に関する含有化学物質に関する情報提供

①使用禁止物質・管理対象物質の使用(含有)状況調査

ダイヘングループに納入いただく全ての調達資材に含有する化学物質の情報を管理するために、含有化学物質調査への回答をお願いします。

ダイヘングループは、chemSHERPA に沿った化学物質管理を行います。ダイヘングループが調査の対象とする物質は、「使用禁止物質」と「管理対象物質」の2つの管理ランク「グリーン調達化学物質・管理区分(別紙1)参照」に分類しています。

なお、当調査における含有化学物質調査・回答は、弊社指定Web「ダイヘングループ化学物質調査システム」より実施いただきます。(回答方法の詳細は別紙「ダイヘングループ化学物質調査システム 操作手順書」を

ご参照下さい。)

※なお、欧州 REACH 規則における SVHC (高懸念物質) 対象物質は、EU の化学品庁より段階的に追加発表される予定です。資材取引先においては SVHC (高懸念物質) の最新情報を確認いただき、ダイヘングループの定める「使用禁止物質」及び「管理対象物質」に記載のない物質でも、納入される部資材に含有が確認された場合は当社に通知して下さい。

②使用禁止物質の非含有証明の提出

ダイヘングループが定める「使用禁止物質」が不含有である資材については、『様式1「禁止物質に関する非含有証明書』を弊社指定Web「ダイヘングループ化学物質調査システム」内に登録をお願いします。(登録方法の詳細は別紙「ダイヘングループ化学物質調査システム 操作手順書」をご参照下さい。)

◆調査頻度

ダイヘングループからの情報提供依頼は、社会情勢や法規制の制改訂等により必要となった場合やその他必要に応じて随時情報の提供依頼をさせていただきます。

(3)秘密保持

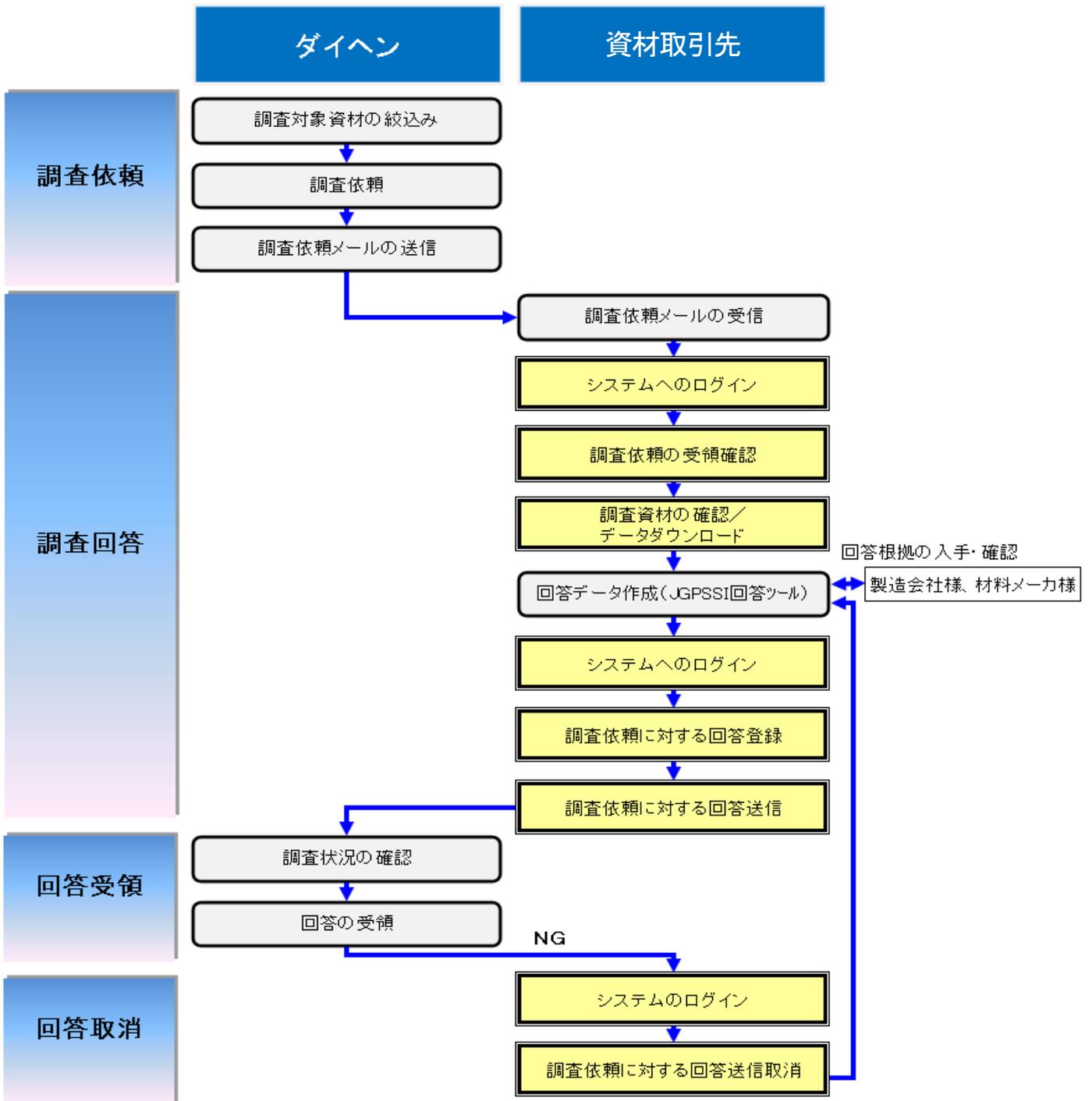
当調査にあたってご提供いただく資材取引先情報は、ダイヘングループ内のみでの使用し、外部に公表されることはありません。

(4)その他

本ガイドラインは、適宜、見直し・改訂をさせていただきます。

含有化学物質調査・回答の流れ

 :ダイヘングループ化学物質調査システム内での操作



グリーン調達化学物質・管理区分 (別紙1)

1. 対象化学物質

1) 使用禁止物質：原則的に、納入資材に含有していないこと

表 1. 使用禁止物質 (24物質群)

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-1	カドミウム及びカドミウム化合物	-	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50 	電池を除くすべて	均質材料の 0.01 重量% [100 ppm]	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤
				電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量% [10ppm]	電池
A-2	六価クロム化合物	-	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50 	すべて	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% [1,000 ppm]	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料、塗料乾燥、表面処理、クロム処理、塗料付着性強化、耐食
A-3	鉛及びその化合物	-	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss ・米国カリフォルニア州 SB-20/50 	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の 0.1 重量% [1,000 ppm]	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、めはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき、合金、樹脂添加剤
				電池	電池の 0.004 重量% [40ppm]	電池
				熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の 0.03 重量% [300ppm]	被覆電線・コード

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-4	水銀及びその化合物	-	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS 指令(EU) ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss 	電池以外すべて	意図的添加、または均質材料の 0.1 重量% [1,000ppm]	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
			<ul style="list-style-type: none"> ・中国 QZHG1997No.4:電池の水銀含有量制限に関する規制 ・EU 指令 2006/66/EC 	電池	意図的添加、または電池中の水銀の 0.0001 重量% [1ppm]	電池
A-5	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	56-35-9	<ul style="list-style-type: none"> ・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト) ・化審法 	すべて	意図的添加、または製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
A-6	三置換有機スズ化合物	-	<ul style="list-style-type: none"> ・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト) ・化審法 	すべて	意図的添加、またはスズ元素としての部品の 0.1 重量% [1,000ppm]	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤
A-7	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHS 指令(EU) ・中国版 RoHS ・韓国版 RoHS ・日本 J-Moss 	すべて	均質材料の 0.1 重量 % [1,000 ppm]	難燃剤
A-8	ポリ臭化ジフェニエーテル類(PBDE 類)	-				
A-9	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)および特定代替品	-	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法 ・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・米国 TSCA. 	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液;可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
A-10	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	61788-33-8			材料の 0.005 重量 %	
A-11	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子 3 個以上)	-	化審法	すべて	意図的添加	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)、絶縁材、難燃剤

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-12	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	-	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	意図的添加、 または 0.1 重量% [1,000 ppm]	PVC 用可塑剤、難燃 剤
A-13	パーフルオロオクタンスル フオン酸塩 (PFOS)	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 および欧州 委員会規則 (EC)NO.552/2009	織物またはその他 コートされた材料	意図的添加または コートされた材料の 1 μg/m ²	フィルムとプラスチックの帯 電防止剤
				上記以外の全製品	意図的添加または 部品中の 0.1 重量% [1,000ppm] (PFOS の合計として)	
A-14	アスベスト類	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・労働安全衛生法 ・米国 TSCA	すべて	意図的添加	ブレイキングパット、 絶縁体、充填材、研 磨剤、絶縁 体、充填材、顔料、塗 料、タルク、断熱材
A-15	一部の芳香族アミ ンを生成するアゾ 染料・顔料	-	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17	織物と皮革	仕上がり織物/皮革 製品の 0.003 重量% [30 ppm]	顔料、染料、着色料
A-16	オゾン層破壊物質	-	・モントリオール議定書 ・ECEUNo.2037 /2000 ・EC1005/2009 ・米国大気浄化法	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、消火 剤、洗浄剤
A-17	放射性物質	-	・EU-D 96/29/Eur atom ・核原料物質、核燃料 物質および原子炉の 規制に関する日本の 法律、1986 年 ・米国 NRC	すべて	意図的添加	光学特性(トリウム)、 測定装置、ゲージ 類、検出器
A-18	ホルムアルデヒド	-	米国 カリフォルニア州 CRARB 規則	複合木材製品(合板、 パーティクルボード、 MDF)または部品	意図的添加	ステレオキャビネット、キオス ク囲い
			オーストラリア- BGB I 1990/194: ホルムアルデヒド規制 § 2, 12/2/1990; リアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規制)	織物	織物製品の 0.0075 重量% [75 ppm]	

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
A-19	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	すべて	意図的添加 または 0.1 重量% [1,000ppm]	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材
A-20	ジメチルフマレート (フタル酸ジメチル)	624-49-7	欧州委員会決定 2009/251/EC	すべて	材料中の 0.00001 重量% [0.1ppm]	殺虫剤、リクライニング、マッサー・ジチアーを含む電子式レザーシートを防か び処理
A-21	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	・RoHS 指令 (EU) ・REACH 規則 (EC) No2018/2005 付属書 17 第 51 条	すべて	均質材料の 0.1 重量 % [1,000ppm]	可塑剤、染料、顔料、 塗料、インク、接着剤、 潤滑剤
A-22	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7				
A-23	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2				
A-24	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5				

※ 使用禁止物質における適用除外品

(パーフルオロオクタンスルファン酸塩 (PFOS) の適用除外はストックホルム条約の結果に準じる。その他物質の適用除外は RoHS 指令 (EU) に定められる適用除外項目に準じる。)

2) 管理対象物質：意図的な使用を制限する物ではないが、使用及び含有実態を把握し、ダイヘン指定の調査に対して報告が必要とされるもの

表2. 管理対象物質（22物質群）

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-1	ニッケル	7440-02-0	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17	長時間皮膚に接 する場合は すべて	意図的添加	・ステンレス鋼、めっき ・長時間皮膚接触 の適用例:ヘッドホン
B-2	ジブチルスズ化合 物(DBT)	—	欧州委員会決定 2009/425/EC	すべて	材料中のスズの 0.1 重量% [1000ppm]	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレタン 樹脂用の硬化触媒
B-3	ジオクチルスズ化合 物(DOT)	—	欧州委員会決定 2009/425/EC	・皮膚と接触す ることを意図する 織物および皮革 製品、 ・液性室温硬 化モルディングキット (RTV-2 シーラントモ ルディングキット)	材料中のスズの 0.1 重量% [1000ppm]	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレタン 樹脂用の硬化触媒
B-4	酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9	DIGITALEUROPE /CECED/AeA/EER A ガイダンス	すべて	製品の 0.1 重量% [1000ppm]	セラミックス
B-5	臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類及び HBCDD を除く)	—	DIGITALEUROPE /CECED/AeA/EER A ガイダンス	25グラムを超える プラスチック部品。た だし、プリント配線 基盤ユニットに含ま れるものを除く	プラスチック材料中 の臭素としての 0.1 重量% [1000ppm]	難燃剤、ハウジング、コ ネクター、パッケージ成 形体シーリング
B-6	過塩素酸塩	—	IPC-4101 および IEC 61249-2-21	積層プリント配線 基盤	積層板の臭素の 含有合計で 0.09 重量% [900ppm]	積層プリント配線基盤
			米国カリフォルニア州 DTSC 規則設定	すべて	製品の 0.0000006 重量% [0.006ppm]	コインセル電池
B-7	フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC)	—	EU 規制 No.842/2006	すべて	意図的添加	冷媒、吹き付け剤、 消火剤、洗浄剤、絶 縁材、苛性ガス
B-8	ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2 他	IEEE1680 (EPEAT: 電 子製品環境アセスメント ツール)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000 ppm]	絶縁材、耐薬品性、 透明性、シース材

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-9	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP,DINP,DNOP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	・REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 付属書 17 ・米国の家庭用安全 性向上法	子供の口に入る 玩具、または 育児用品	可塑化した材料の 0.1 重量% [1,000ppm]	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インク、接 着剤、潤滑材
B-10	五酸化二ヒ素	1303-28-2	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	ガラス
B-11	三酸化二ヒ素	1327-53-3	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量% [1,000ppm]	ガラス
B-12	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) およびすべての主 要ジアステレオ異性体	25637-99-4 3194-55-6 他	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	意図的添加 または 0.1 重量% [1,000ppm]	主に発砲ポリスチレン とある種の繊維に 使用される難燃材
B-13	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	難燃剤
B-14	塩化コバルト (CoCl ₂)	7646-79-9	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	水質汚濁検知用の 空圧式制御盤
B-15	クロム酸鉛	7758-97-6	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2008.10.28 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤
B-16	硫酸モリブデン酸ク ロム酸鉛	12656-85-8	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤

No.	化学物質群	CAS 番号	主な関連法令の例	報告対象	閾値レベル	使用例
B-17	ピグメントイエロー 34	1344-37-2	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	プラスチック着色剤、塗 料の着色剤
B-18	アルミ珪酸塩耐火セラ ミック繊維	—	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.01.13 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	高温試験装置の断 熱材
B-19	ジルコニアアルミ珪酸塩 耐火セラミック繊維	—				
B-20	ホウ酸	10043-35-3 および 1113-50-1	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	ベニア板/圧縮木材: 木材、綿およびそ 他の植物由来の 材料中の難燃材
B-21	四ホウ酸二ナトリウ ム無水物	1303-96-4 1330-43-4 および 12179-04-3	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	ベニア板/圧縮木材
B-22	七酸化二ナトリウム 四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水 和物)	12267-73-1	・REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 (2010.06.18 SVHC 認 可候補リスト)	すべて	製品の 0.1 重量 % [1,000ppm]	

ただし、事業部門により管理内容(化学物質群、報告対象、閾値レベル)が異なる場合があります。

また、REACH 規則 SVHC (高懸念物質) 認可候補物質の増加等による顧客からの個別要求については、当該事業部門の判断で都度調査のご依頼をする場合があります。

【問い合わせ先】

株式会社ダイヘン 資材部
TEL : 06-6390-5509 FAX : 06-6308-4677
e-mail : green@daihen.co.jp

株式会社ダイヘン 環境マネジメントシステム部
TEL : 06-6390-5513 FAX : 06-6308-0017

【改定履歴】

2004年 1月 : 第1版、制定
2005年 3月 : 第2版、改定
2008年 4月 : 第3版、改定
2010年 1月 : 第4版 改定
2010年 12月 : 第5版 改定
2012年 1月 : 第6版 改定
2017年 10月 : 第7版 改定
2022年 11月 : 第8版 改定
2024年 4月 : 第9版 改定

以上